

福岡県動物愛護推進計画



平成20年3月

福岡県

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化等の進展に伴い、動物は家族の一員として、また、人々の心の支え、潤いと喜びをもたらす存在としてますます重要となっています。

このような中、動物の飼養をより適切なものにより、人と動物とのより良い関係づくりを進めること及びそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくため、昭和48年に制定された動物保護管理法が平成11年にその名称も併せて改正されました(動物の愛護及び管理に関する法律)。

しかし、その後も依然として動物の不適切な飼養や取扱いにまつわる問題が後を絶たなかったため、平成17年に再度改正され、その中で、都道府県は、国が示す基本指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めることとされました。

このような状況を踏まえ、県においては、「愛護」、「適正飼養」及び「危機管理」の3つを基本的視点として、「福岡県動物愛護推進計画」を策定いたしました。

この計画は、普及啓発、適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保、動物による危害や迷惑問題の防止、所有明示(個体識別)措置の推進、動物取扱業の適正化、実験動物の適正な取扱いの推進、産業動物の適正な取扱いの推進、危機管理対策、人材育成、調査研究の推進、組織体制の整備の11の柱を基本として、本県(政令市を含む)における今後10年間の動物愛護管理行政の基本的方向性と中長期目標を定めたものです。

今後は、本計画に基づいて、関係者(行政、民間団体、県民)の連携と協働を図りながら、人と動物が共生できる社会を目指して施策を実施していくこととなりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たり、熱心に御協議いただきました「福岡県動物愛護管理推進懇話会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました関係各位に対し深く感謝申し上げます。

福岡県知事 麻 生 渡

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 基本的視点	1
1 愛護	
2 適正飼養	
3 危機管理	
第3章 計画の体系	2
第4章 計画の策定	2
1 目的	
2 数値目標	
3 計画期間	
4 対象地域	
第5章 計画の推進体制	2
第6章 具体的な施策	6
1 普及啓発	6
(1) 動物愛護管理教育の充実	
(2) 啓発活動の充実	
2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	8
(1) 終生飼養の推進	
(2) 遺棄・虐待防止への取組	
(3) 狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録の徹底	
(4) 狂犬病予防法に基づく予防注射の徹底と現状把握	
3 動物による危害や迷惑問題の防止	11
(1) 動物の適正飼養の推進	
4 所有明示(個体識別)措置の推進	13
(1) 所有明示の徹底と現状把握	
(2) 個体識別の体制整備	
5 動物取扱業の適正化	14
(1) 登録の徹底と実態把握	
(2) 動物取扱業者の責務の徹底	

6	実験動物の適正な取扱いの推進	15
(1)	実験動物飼養施設の現状把握	
(2)	「3Rの原則」等基準の周知	
7	産業動物の適正な取扱いの推進	15
(1)	基準等の周知	
8	危機管理対策	16
(1)	災害時の被災動物救護	
(2)	特定動物の逸走時の保護収容	
(3)	狂犬病発生時の措置	
9	人材育成	17
(1)	資質の向上	
(2)	ネットワークの形成	
10	調査研究の推進	18
(1)	科学的な知見等に基づいた施策の展開	
11	組織体制の整備	18
第7章 動物愛護管理対策の検証と評価(PDCA サイクル)		19
1	施策の策定、実施(Plan & Do)	
2	施策の検証(Check)	
3	推進計画の見直し(Action)	
〔資料編〕		20
1	統計資料	
2	福岡県動物愛護管理対策推進会議設置要綱	
3	福岡県動物愛護管理推進懇話会設置要綱	
4	福岡県動物愛護管理推進懇話会名簿	
〔用語解説編〕		26

第1章 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、核家族化等の進展に伴い、動物は家族の一員として、また、人々の心の支え、潤いと喜びをもたらす伴侶としてますますその重要性が高まっています。しかし、その一方で、動物の不適切な飼養や鳴き声、糞尿等による近隣への迷惑問題が後を絶ちません。動物の占有者、所有者にはそれぞれの動物の生理や習性にあった適正な取扱いが求められています。

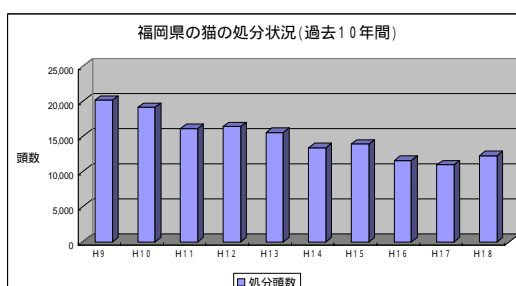
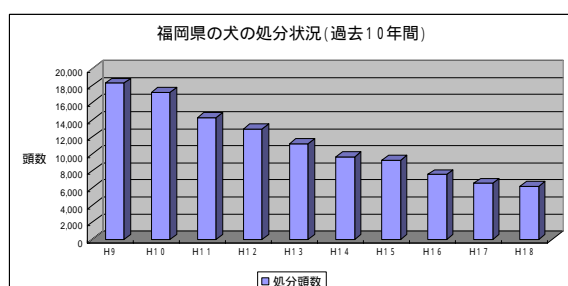
本県においては、従来から関係法令に基づき動物愛護管理に関する啓発などの施策を講じてきたところですが、犬ねこの致死処分頭数は、全国的にも多く、また、犬ねこ等の不適正飼養に関する多くの苦情が寄せられるなど非常に憂慮される状況にあります。

本計画は、国が示す基本指針に即して本県の実情を踏まえながら動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ総合的に施策を推進すること等を目的として、策定することとしたものです。

第2章 基本的視点

平成18年度の一年間に、本県全体で1万8千頭余の犬やねこが致死処分されました。本県の致死処分頭数は毎年減少傾向にはあるものの、その数は全国の都道府県の中でも毎年かなり高い順位で推移しています。国を挙げた取り組みもあって、この十数年間全国の致死処分頭数が毎年減少する中において、本県の致死処分頭数は依然として多いのが現状です。致死処分頭数は「動物愛護の普及を推し量る指標」と捉えられており、福岡県民の動物愛護管理に関する理解と普及が、いまだ不十分であることが推察できます。

国の基本指針では犬ねこの引取り頭数を10年間で半減することが目標とされました。本県では引取られた犬ねこのほとんどが致死処分されている現状を踏まえると、この目標を達成するには、県民が福岡県における致死処分頭数の実情とどう向き合うべきかを論じなければ、その根本を捉えることはできないと考えます。以下の3つはその基本的な視点です。



1 愛護

動物の愛護とは単に動物をかわいがることではありません。動物を取り扱う人がそれぞれの動物の生理や習性にあった適正な取扱いをしながら、「動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させ、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」という概念です。たとえ分かっていたとしても、結果として動物を致死処分しているのでは、この本質を本当に理解していると

はいえませんが、「愛護の本質」の理解として、県民と行政が一体となって犬ねこの「致死処分を減らす努力をする」ことこそ、真の「愛護」の姿と考えます。

2 適正飼養

「動物を飼うこと」は、県民の自由や権利であると同時に、周辺の人への配慮を欠くことができない、重要な義務と責任があります。「動物の鳴き声や糞尿等による(いわゆる不適正飼養にまつわる)迷惑」の防止をはじめとして、動物が人の生命、身体又は財産を害することのないよう適切に管理することにより、動物の所有者がそれぞれの動物の生理や習性にあった動物の取扱いを行い、「動物を所有、占有する者としての社会的責任」を十分に自覚してそれを果たすことを、社会全体で促し、育てていく環境が求められていると考えます。

3 危機管理

動物とともに暮らすことが多くなった現代社会において、動物の飼養に関連する「現に起こり得る危機」に対して十分な備えをしておくことは非常に重要です。動物の逸走時、災害発生時及び狂犬病発生時等の緊急時における人と動物の健康危機管理への対策は、現代社会に必要不可欠な備えと考えます。

第3章 計画の体系

[別表]福岡県動物愛護推進計画体系のとおり

第4章 計画の策定

1 目的

人と動物が共生できる社会の実現を目的とします。

2 数値目標

この計画で実施するすべての施策を通じて、福岡県内の犬ねこの致死処分頭数を、今後10年間で半減(対平成18年度比)することを数値目標とします。

3 計画期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、毎年計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画全体の見直しを行います。

4 対象地域

対象地域は福岡県内とします。

第5章 計画の推進体制

本計画を県民とともに推進していくためには、行政機関、獣医師会、動物愛護団体、動物福祉団体、動物取扱業者及び動物愛護推進員などの関係者がそれぞれの立場でその役割を担うことが必要です。

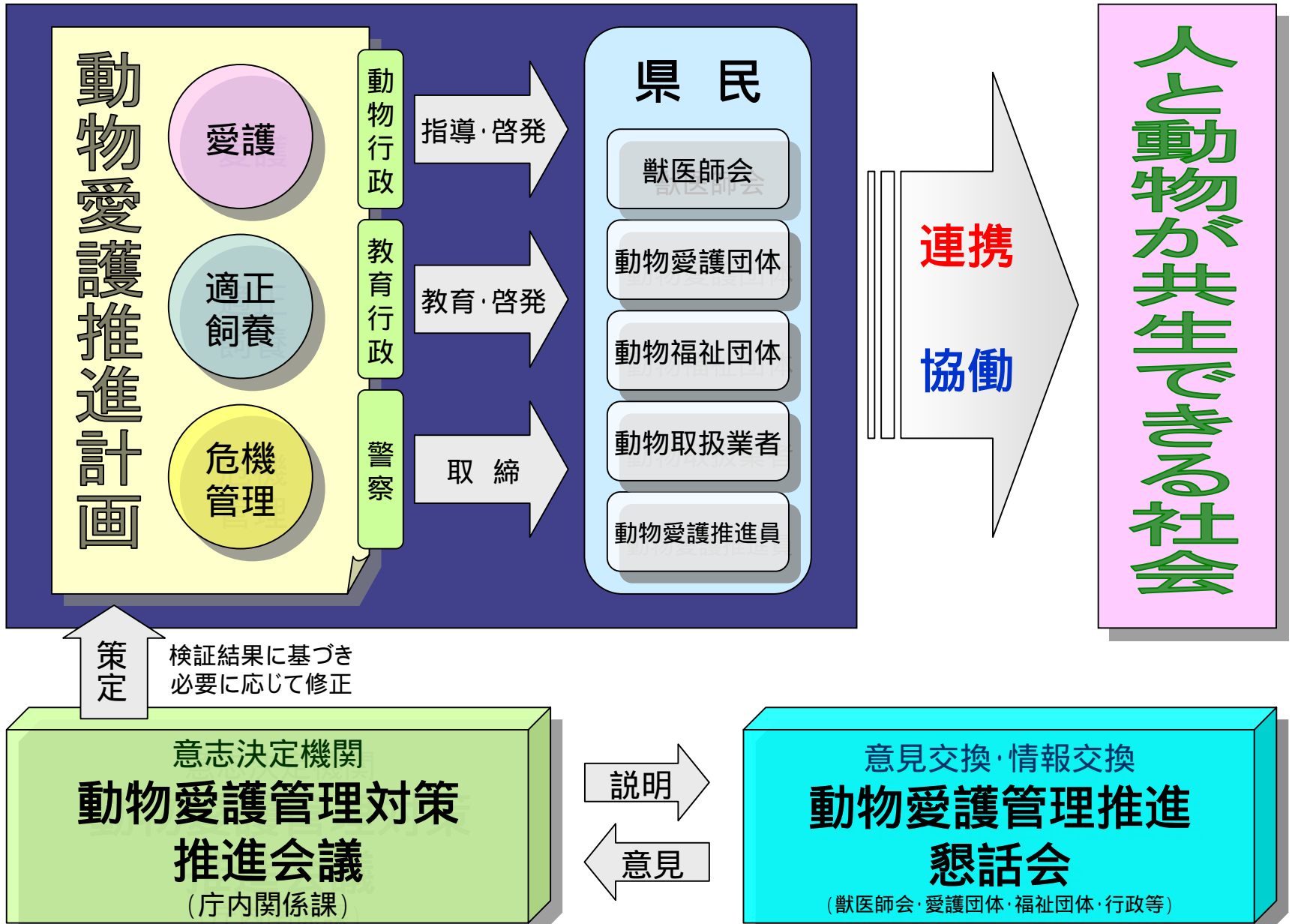
このことから、県の動物愛護管理に関する施策について協議を行い、本計画に

基づいて動物愛護管理対策を総合的に推進することを目的として福岡県動物愛護管理対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置するとともに、推進会議において施策の推進に係る協議を行うにあたっては、当該施策に対する意見を聴取するとともに関係者相互の情報や意見の交換の促進を図り、協力と理解を深めるために福岡県動物愛護管理推進懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置しました。

本県においては、今後10年間、本計画に基づいて動物愛護管理の施策を展開して行く事になりますが、施策実施の状況については毎年検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、その際は、懇話会に諮るとともに広く県民の意見を募った上で、推進会議において決定することとしています。

福岡県の動物愛護推進対策イメージ

4



(別表) 福岡県動物愛護推進計画体系

施策区分	施策の概要		実施主体																	
	施策の方向性		施策内容	行政			教育関係者	警察	獣医師会	愛護団体	ボランティア	事業者	県民							
				県	政令市	中核市														
1 普及啓発 キーワード 関係機関の連携協力 様々な機会を捉えた教育・ 広報活動	(1) 動物愛護管理教育の充実		動物愛護教室の充実																	
			地域の学校等で活動する獣医師等への活動支援の充実																	
			講師派遣事業の充実																	
	(2) 啓発活動の充実	ア 市町村の取組強化		市町村担当窓口の明確化																
				市町村の動物行政担当部局との連携の充実																
		イ 民間団体等との連携・協働の充実		動物愛護推進協議会、動物愛護推進員との連携・協働の充実																
				民間団体、ボランティアとの連携・協働の充実																
	ウ 動物愛護週間事業の充実		動物愛護フェスティバル等の充実																	
			動物慰霊祭の充実																	
	エ 情報提供機能の充実		HPの充実																	
		マスメディアの積極的活用																		
2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 キーワード 致死処分数の減少 遺棄、虐待防止	(1) 終生飼養の推進	ア 犬・ねこ引取頭数の減少		犬・ねこの引取に際した指導の充実																
				市町村毎の引取頭数削減目標の設定																
		イ 繁殖制限措置の推進		繁殖制限措置の有効性の普及啓発の充実																
				譲渡のシステム構築と周知																
	ウ 収容動物の返還・譲渡の促進		収容動物情報提供機能充実(HP等)																	
	(2) 遺棄・虐待防止への取組	ア 関係機関との連携		警察、市町村との連携																
				遺棄・虐待を許さない地域づくり																
		ウ 啓発		「遺棄・虐待は法に触れる行為」であることを啓発																
	(3) 狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録の徹底	ア 犬の飼育実態把握		犬の飼育実態調査																
			イ 登録の徹底		啓発、指導の強化															
	(4) 狂犬病予防法に基づく予防注射の徹底と現状把握	ア 予防注射実態把握		予防注射実態調査																
イ 注射の徹底				啓発、指導の強化																
3 動物による危害や迷惑問題の防止 キーワード 行政主導ルール作り、支援(合意形成) 特定動物全国一律飼養許可	(1) 動物の適正飼養の推進	ア 苦情、相談等に関する現状把握		苦情相談内容の分析																
				苦情相談件数の縮減に向けた取り組み																
		イ 動物の習性や生理を踏まえた教育、飼養許可		動物適正飼養講習会の充実																
			特定動物の飼養許可の徹底																	
	ウ 飼育環境を踏まえたガイドライン		集合住宅での飼養・管理ガイドライン作成																	
			都市部での飼養・管理ガイドライン作成																	
4 所有明示(個体識別)措置の推進 キーワード 所有者責任の所在の明確化	(1) 所有明示の徹底と現状把握	ア 所有明示の実態把握		所有明示実態調査																
			イ 所有明示の徹底		有効性の啓発と指導の強化															
5 動物取扱業の適正化 キーワード 登録制度の着実な運用	(1) 登録の徹底と実態把握	ア 登録状況の実態把握		動物取扱業の実態調査																
			イ 登録の徹底		指導の強化															
(2) 動物取扱業者の責務の徹底	ア 動物取扱業者の計画的かつ効果的監視指導		監視計画の作成																	
			監視マニュアルの作成																	
		行政処分取扱要綱等の策定																		
	イ 自主管理の推進		動物取扱責任者講習会実施要領の策定																	
		業界の育成																		
6 実験動物の適正な取扱いの推進 キーワード 動物の科学上の利用「3Rの原則」	(1) 実験動物飼養施設の現状把握	ア 飼養施設の実態把握		飼養施設実態調査																
				啓発																
7 産業動物の適正な取扱いの推進 キーワード 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知	(1) 基準等の周知	ア 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の周知		啓発																
			イ 遵守状況の定期的実態把握		遵守状況の定期的実態把握															
8 危機管理対策 キーワード マニュアル整備 体制整備	(1) 災害時の被災動物救護	ア 災害時対応マニュアルの策定																		
			イ 獣医師会との連携(獣医療提供)																	
				ウ 愛護団体等との連携(一時避難の受け皿として)																
	(2) 特定動物逃走時の保護収容	ア 警察、消防、関係行政機関との調整、連携		特定動物逃走時対応マニュアルの策定																
	(3) 狂犬病発生時の措置	ア 関係行政機関、警察、消防、獣医師会、医療機関等との調整、連携		狂犬病発生時対応マニュアルの策定																
			関係機関を交えての机上演習、実地演習の実施																	
9 人材育成 キーワード 民間ボランティアの育成	(1) 資質の向上	ア 動物愛護管理に関わる業務に従事する職員		教育訓練の充実																
			イ 動物愛護推進員		教育訓練の充実															
					活動マニュアルの充実															
	(2) ネットワーク形成	ア 動物愛護推進協議会		動物愛護推進協議会の設置の推進																
				動物愛護推進員の委嘱の推進																
			イ 動物愛護・福祉団体		育成、支援															
10 調査研究の推進 キーワード 科学的知見に基づいた施策の展開	(1) 科学的知見に基づいた施策の展開	ア 調査研究成果のデータベースの活用																		
			イ 具体的施策を展開する上で必要な地域に密着した調査研究等		調査研究テーマの選定、実施															
11 組織体制の整備 キーワード 効果的・効率的な体制整備			技術的な拠点の強化や構築を図り、専門的、広域的施策を展開します。																	

: 主導的実施主体、 : 補助的実施主体

第6章 具体的な施策

1 普及啓発

<現状と課題>

普及啓発は行政機関や関係団体等と県民との間で「愛護」の基本的な共通概念を形成するために欠かすことのできない作業です。これまで福岡県では各関係機関等がそれぞれ個別に様々な普及啓発事業を行ってきました。これら各種取組については、その手法や媒体の硬直化、関係機関相互の連携不足などが課題となっています。

普及啓発資料

平成18年度実績

	自治体名	種類(種)	部数(部)	備 考
実 績	福岡県	4	103,000	「猫の適性飼育」、「犬の糞害」などの 適正飼養啓発チラシ、ポスター、パネル、 各種広報(市政だより等)、他
	北九州市	4	30,000	
	福岡市	10	126,288	
	大牟田市	8	3,500	
	計	26	262,788	

<今後の方針>

今後は効果的な手法や媒体の導入、あるいは関係機関等の相互の連携、さらに各種団体、マスメディア、地域や学校とも協力関係を構築しながら、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組みます。

<具体的な施策>

(1) 動物愛護管理教育の充実

本県ではこれまで、小学校で動物愛護教室を実施したり、動物管理センターへの見学受け入れや、獣医師会へ業務委託している講師派遣事業を活用しながら、主に小学生向けに動物愛護教育を実施してきました。

今後は、これまでの教育活動を充実して、できるだけ多くの小学校で、動物愛護教育を受ける機会を確保します。併せて、獣医師会と連携しながら、地域の学校での獣医師の活動や各学校の指導者等の活動に対する技術的支援を行います。

また、動物愛護管理教育の場は学校だけにとどまりません。会社や団体の研修、地域やグループの生涯学習等も重要な動物愛護管理教育の機会と考えます。世代や集団を的確にとらえて、これらの機会を効果的に活用します。

適正飼養講習会

平成18年度実績

	自治体名	開催回数(回)	参加者数(人)	実施主体
実 績	福岡県	215	5,000	福岡県、(財)福岡県動物管理センター
	北九州市	32	1,200	北九州市/動物愛護推進員
	福岡市	204	1,457	動物管理センター(ふれあい事業除く)
	大牟田市	10	170	大牟田市、動物愛護推進協議会支部
	計	461	7,827	

動物愛護教室の充実

地域での要望を的確に把握する仕組みを整備しながら、効果的に動物愛護教室を実施します。

地域の学校等で活動する獣医師等への活動支援の充実

県内の各獣医師会と連携し、地域の学校で活動する獣医師や各学校の指導者等の活動に対して技術的助言等を行います。

講師派遣事業の充実

これまで行ってきた講師派遣事業を県民に効果的に活用してもらえるよう、獣医師会とも協力しながら情報提供を行い、内容の充実を図ります。

(2) 啓発活動の充実

できるだけ多くの県民に動物愛護管理の普及啓発に接する機会を提供します。

ア 市町村との連携強化

県民に普及啓発に接する機会を提供するためには、地域の要望や問題点を的確に把握しながら、効果的な情報提供に努めなければなりません。そのためには市町村との協力関係が今まで以上に重要と考えます。市町村との連携を強化し、効果的な普及啓発を行うために、以下の施策を実施します。

市町村担当窓口の明確化

市町村の担当窓口を明確にし、情報の収集や発信の拠点として、住民に分かりやすくします。

市町村の動物行政担当部局との連携の充実

市町村の動物行政担当部局との会議を開催して、施策の共同実施に向けた情報や問題点の共有を行います。

イ 民間団体等との連携・協働の充実

本県では既に各地に動物愛護推進協議会が設置され、動物愛護推進員や民間団体、ボランティアが活躍していますが、地域的な偏りや効果的な活動の手法が課題となっています。

今後は推進員や団体、ボランティアと効果的な協働、活動支援、育成や情報共有を行います。

動物愛護推進協議会、動物愛護推進員との連携・協働の充実

動物愛護推進協議会と各地の支部の運営を充実して動物愛護推進員の活動支援を促進します。また、動物愛護推進員の資質の向上等をめざして、その育成を行います。

民間団体、ボランティアとの連携・協働の充実

民間団体、ボランティアと情報交換や情報の共有、連携・協働を効果的に進めるよう体制を整備します。

ウ 動物愛護週間事業の充実

本県では県、政令市、一部の市町村がそれぞれ独自に主に動物愛護週間に併せて、動物愛護の普及啓発を目的とした催しを行ってきました。今後はこれらの活動がさらに効果的に実施されるよう、実行委員会形式による民間団体等の積極的な参加など、新たな制度を導入します。

動物フェスティバル・街頭キャンペーン

平成18年度実績

実績	自治体名	開催回数(回)	参加者数(人)	備考	
	福岡県	22	3,000	単独・共催	
北九州市	2	9,000	単独・共催		
福岡市	1	2,000	単独・共催		
大牟田市	1	140	単独・共催		
計	26	14,140			

動物慰霊祭

平成18年度実績

実績	自治体名	開催回数(回)	参加者数(人)	実施主体
	福岡県	1	60	(財)福岡県動物管理センター
北九州市	1	150	北九州市動物管理センター	
福岡市	1	50	福岡市動物管理センター	
大牟田市	1	44	大牟田市動物管理センター	
計	4	304		

動物愛護フェスティバル等の充実

動物愛護フェスティバル等の催しは貴重な普及啓発の機会です。今後は民間団体やボランティア等がより参加しやすくなるよう実行委員会形式等を導入します。

動物慰霊祭の充実

動物慰霊祭は致死処分された動物たちの供養の機会であると同時にフェスティバル等と同様に貴重な普及啓発の機会であるため、慰霊祭への参加を広く県民に呼びかけます。

シンポジウムの開催

動物愛護に関するシンポジウムを開催し、県民とともに動物愛護管理について考える機会を作ります。

エ 情報提供機能の充実

普及啓発にはあらゆる情報提供の仕組みを駆使して県民に情報を提供すべきと考えます。効果的な情報提供を行う上で、インターネットは現代の普及啓発媒体として欠かすことができません。また、マスメディアとの協力関係も重要と考えられます。さらに、対象となる世代に応じた普及啓発を行います。

ホームページ(HP)の充実

動物愛護管理に関するホームページの内容を関係機関等と協力しながら充実します。

マスメディアの積極的活用

あらゆる機会を通じて、動物愛護管理の普及啓発についてマスメディアへの情報提供を積極的に行い、マスメディアを通じた情報提供を促進します。

2 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

<現状と課題>

「適正飼養の推進」の最終的な到達目標は「終生飼養」と「繁殖防止措置への正しい理解」の定着と考えられます。行政としてどのように、「飼い主の責任」を醸成しながら、正しい理解を促していくか、その仕組みを含めた制度や体制の構築が課題と考えられます。

不妊去勢の公的助成制度については、受益者負担の原則や費用対効果とのバランスの問題、また、引取られた犬ねこの再飼養等の推進策は、事業の実施方法や物理的な問題から、多くの課題が残されています。

<今後の方針>

動物の適正飼養(終生飼養、遺棄虐待の防止、狂犬病予防法等の遵守)の推進を図ります。なお、不妊去勢の公的助成制度については、地域の実情を踏まえた制度設計、あるいは費用対効果の検証が必要です。また、再飼養等の促進については、既存の制度運用の促進を図りながら、ハード・ソフト両面で課題の解決を目指します。これら施策の展開には、各数値目標を設定し、市町村とも連携しながらその実現に向けた施策を実施して、致死処分頭数の縮減を図ります。

<具体的な施策>

(1) 終生飼養の推進

命ある動物を飼養するということは、その動物の命ある限り責任が伴うことを全ての県民が理解し、責任を果たすことが求められます。責任を最後まで果たせる

かどうか、県民一人一人が動物を飼う前によく考えることも必要です。これらのことを直接、間接に県民に問いかけ、働きかける施策を実施します。

ア 犬ねこの引取頭数の減少

犬ねこの引取頭数の減少を促す施策を実施します。

犬ねこの引取に際した指導の充実

県民からの犬ねこの引取に際しては、従来から事情の聞き取りと必要に応じた指導を行ってきましたが、今後さらに担当職員による指導を徹底し、同じことが繰り返されないよう積極的に促します。

市町村毎の引取頭数削減目標の設定

県と市町村が協議しながら、各市町村の犬ねこの引取頭数の現状を認識するとともに削減目標を設定し、協力してその達成に取り組みます。

イ 繁殖制限措置の推進

繁殖制限措置の推進に向けた施策を実施します。

繁殖制限措置の有用性の普及啓発策の充実

繁殖制限措置の有用性についてはパンフレットの作成配布やマスコミへの情報提供を通じた普及啓発をはじめとして、これまでも様々な場面や機会を通じて県民に普及啓発を行ってきました。今後はさらに市町村と協力して地域コミュニティ向けの普及啓発媒体や、効果的な普及啓発手法の導入を図ります。

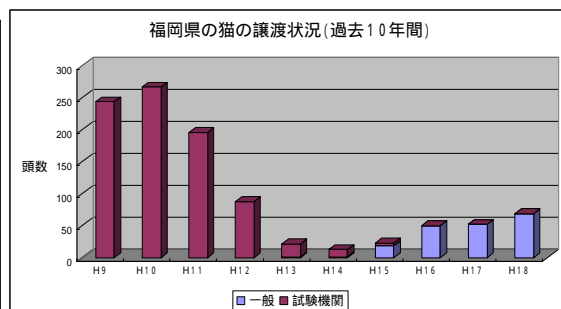
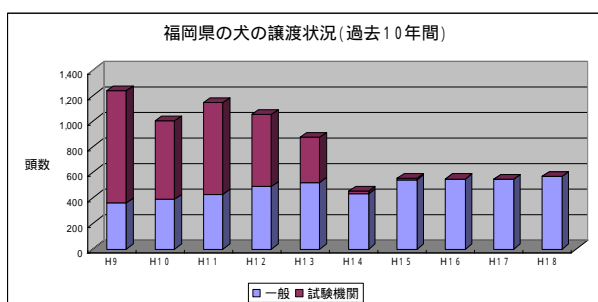
ウ 収容動物の返還・譲渡の促進

収容動物の返還・譲渡を促進する施策を実施します。

譲渡システム構築と周知

これまで各行政機関で行ってきた犬ねこの譲渡事業をさらに発展させ、収容された犬ねこのうち、より多くのものが、再飼養の機会を得られるように仕組みの見直しや構築を行います。

また、その仕組みについて効果的な周知を行います。



試験研究機関譲渡については平成15年度末をもって廃止

収容動物情報提供機能充実(HP等)

狂犬病予防法に基づいて抑留された犬や負傷動物として収容された犬ねこのうち、より多くの犬ねこが飼い主の元に戻れるように、インターネットのホームページを活用するなどして、情報提供機能の充実を図ります。

(2) 遺棄・虐待防止への取組

動物の遺棄・虐待は、意図的なものもある一方で、不適切な飼養管理により結

果として虐待につながるケースや繁殖制限措置を行わないことによる意図しない繁殖など、動物の習性或飼養管理の知識不足により引き起こされるものも少なくありません。

また、致死処分するよりは遺棄すればどこかで生き延びるといった間違った愛護意識により、遺棄行為自体を犯罪と認識していない場合も見受けられます。動物をその習性に合った適切な管理で終生飼養することは飼い主の最低限の責務であり、遺棄・虐待は法に触れる行為です。

ア 関係機関との連携

遺棄・虐待の防止には警察と行政機関や関係団体等が日頃から密接に連携を図っておくことが重要です。事件発生時には警察と行政、関係団体等が協力しながら、解決に向けて取り組みます。

警察、市町村との連携

市町村も含めた関係行政機関、警察署の連絡体制を整備し、情報交換を行う仕組みを構築します。また、県民からの情報提供を的確に把握する体制を整備します。

イ 県民との連携

行政、警察だけでなく、県民との連携も重要です。既存の地域のつながりを生かしながら、ネットワークを構築します。

遺棄・虐待を許さない地域づくり

遺棄の多い地区の見回り等地域ぐるみでの遺棄防止や虐待情報の入手、飼い主への適正飼養指導後の状態把握等について、動物愛護推進員をはじめ地域住民との連携・協力を図ります。また、各地域や地域間で、動物の遺棄・虐待を許さない為の情報の交換や共有を行える体制を整備します。

ウ 啓発

遺棄・虐待の防止について積極的な啓発を行います。

「遺棄・虐待は法に触れる行為」であることを啓発

動物の遺棄・虐待は重大な犯罪であることを県民に呼びかけ、動物の遺棄虐待防止に向けてより一層の普及啓発を行います。

(3) 狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録の徹底

動物愛護管理の推進には飼い主のコンプライアンス意識を高めることが必要です。狂犬病予防法の遵守を促すことは、所有明示の推進にもつながります

狂犬病予防法の遵守を関係者と共同しながら指導・啓発します。

ア 犬の飼育実態把握

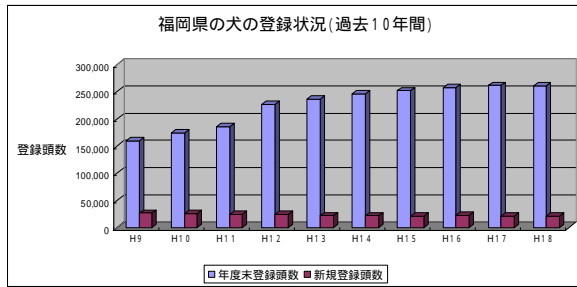
犬の飼育実態は数値として正確には把握されていません。施策の効果を検証する上でも犬の飼育実態把握が必要です。

犬の飼育実態調査

犬の飼育実態調査を行って、実態を把握します。

イ 登録の徹底

国の統計によると、福岡県の飼い犬の登録率は55.3%と推計され、啓発・指導の不足や飼い主の意識の低さが伺えます。



啓発・指導の強化

飼い犬の登録の徹底について、市町村と協力しながら啓発・指導を行います。

(4) 狂犬病予防法に基づく予防注射の徹底と現状把握

狂犬病予防注射は飼い犬の登録と並んで、犬の飼い主の義務です。

ア 予防注射実態把握

犬の飼育実態と同様に予防注射の実態についても、正確には把握がされていませんので、施策の効果を検証する上でもその把握が必要です。

予防注射実態調査

予防注射の実態調査を行って、現状を把握します。

イ 狂犬病予防注射の徹底

国の統計を基に算出すると、福岡県内の犬の狂犬病予防注射接種率は35.0%と考えられます。国内で狂犬病が発生した時、蔓延を防止するために必要な犬の狂犬病予防注射接種率は最低でも70%といわれています。

啓発・指導の強化

狂犬病予防注射の徹底について、市町村と協力しながら啓発・指導の強化を行います。

3 動物による危害や迷惑問題の防止

< 現状と課題 >

社会生活の多様化に伴い、動物の飼育環境も変化しています。犬ねこの不適正飼養にまつわる苦情はあとを絶たず、地域社会の摩擦の原因ともなっています。

< 今後の方針 >

家庭動物にまつわる危害や迷惑の防止を図り、苦情件数の減少に向けて的確な実態把握と分析を行うと共に、各飼育環境に応じた適正飼養ガイドラインの作成とその普及啓発を行います。

危害・迷惑問題(苦情・相談):犬

過去3年間(H16～18年度)の実績

実績	自治体名	過去3年間(H16～18年度)の実績			合計	平均
		H16	H17	H18		
	福岡県	8,036	8,096	7,870	24,002	8,001
	北九州市	973	900	834	2,707	902
	福岡市	1,143	964	1,020	3,127	1,042
	大牟田市	305	237	412	954	318
	計	10,457	10,197	10,136	30,790	10,263

実績	自治体名				合計	平均
		H16	H17	H18		
	福岡県	2,435	2,821	2,544	7,800	2,600
	北九州市	225	237	328	790	263
	福岡市	773	656	676	2,105	702
	大牟田市	85	94	163	342	114
	計	3,518	3,808	3,711	11,037	3,679

< 具体的な施策 >

(1) 動物の適正飼養の推進

動物の適正飼養を推進し飼い主が責任を果たすことを促すとともに、動物を飼っていない人も含めた県民が一体となって、動物の適正飼養を飼い主に促す社会、地域づくりを推進します。

ア 苦情、相談等に関する現状把握

行政機関等に寄せられる苦情や相談の現状を的確に把握し分析を行います。

苦情、相談内容の分析

苦情、相談等を的確に把握して統計的に処理し、傾向を分析して対策に生かします。

苦情、相談件数の縮減に向けた取組み

現状を把握分析した上で効果的対策を講じ、苦情、相談件数の縮減を図ります。

イ 動物の生理や習性を踏まえた教育、飼養許可

犬ねこに限らず、動物を飼う上でその動物の生理や習性を知ることは大変重要です。また、動物によっては飼うことに法律や条例による許可が必要な動物(特定動物等)がありますが、許可を得ずに飼養している人もいる実態があるとの指摘もあります。

動物適正飼養講習会の充実

犬のしつけ方教室をはじめとした動物の適正飼養の普及啓発を目的とした講習会等を積極的に開催し、県民に、より一層の教育や知識を得る機会を提供します。

特定動物の飼養許可の徹底

特定動物の飼養許可について、より一層の普及・啓発を行い、特定動物の飼養許可の徹底を行います。

ウ 飼育環境を踏まえたガイドライン

生活様式や社会の多様化に伴い、動物の飼育環境も多様化しています。こうした飼育環境に応じたガイドラインを作成します。

集合住宅での飼養・管理ガイドライン作成

動物の飼養が可能な集合住宅が増えています。集合住宅で飼養される動物の飼養・管理ガイドラインを作成します。

都市部での飼養・管理ガイドライン作成

居住地域の都市化が進み、都市部で飼養される動物が増えています。都市部で飼養される動物の飼養・管理ガイドラインを作成します。

飼主のいないねこの適正管理ガイドライン作成

飼い主のいないねこが多い地域では、餌をやる人と周辺住民との間でトラブルが増えています。飼い主のいないねこの適性管理ガイドラインを作成し、市町村や地域住民と協力しながら飼い主のいないねこの管理について取り組みます。

4 所有明示(個体識別)措置の推進

<現状と課題>

飼い犬への鑑札・注射済票の装着は狂犬病予防法の義務であり、動物の所有明示は動物愛護管理法(第7条第2項並びに平成18年1月20日 環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」)の中でもその基準や努力義務が規定されていますが、その実施率は低い傾向にあります。

<今後の方針>

動物の盗難や迷子の発生防止に資すると共に、迷子となった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて動物の遺棄防止や逸走時の対応に寄与するための所有明示(個体識別)措置を推進します。また、数値的な実態把握を行います。

<具体的な施策>

(1) 所有明示の徹底と現状把握

飼養している動物の所有明示については、飼い主の責任と認識の徹底を促すとともに、現状を把握して傾向を分析した上で対策に生かします。

ア 所有明示の実態把握

所有明示実態調査

所有明示について実態把握のための調査を行います。

イ 所有明示の徹底

有効性の啓発と指導の強化

所有明示についてその有効性を啓発し、指導を強化して所有明示率の向上を図ります。

(2) 個体識別の体制整備

個体識別については環境省告示の中でマイクロチップ(MC)の普及促進が謳われています。

ア マイクロチップ(MC)の普及促進

MCの有効性の啓発

MCは動物への負担も少なく、脱落の可能性も低いため、非常に有効な所有明示の方法です。MCの有効性を啓発し、装着を促進します。

イ 特定動物の個体識別措置の徹底

特定動物には個体識別措置が許可の基準で義務づけられています。

個体識別マニュアルの整備

MCの装着を基本とした、特定動物をはじめとする飼養動物の個体識別措置マニュアルを整備します。

5 動物取扱業の適正化

< 現状と課題 >

動物取扱業は平成18年6月1日から旧来の届出制から新たに登録制に移行しました。登録制度の運用については、旧届出業者に係る1年間の移行期間も終了し、本格的な運用が始まったところです。社会情勢や適正な制度運用を踏まえ、適正な業者育成策の構築と監視指導・行政処分の基準やマニュアル作りが急ぐべき課題です。

動物取扱業者施設数

平成18年度末現在

実績	自治体	福岡県	北九州市	福岡市	大牟田市	計
	総施設数		464	111	412	35
業種内訳	販売	500	72	206	23	801
	保管	248	65	172	11	496
	貸出	12		2	9	23
	訓練	48		7	16	71
	展示	26		2	9	38
	計		834	148	412	35

動物取扱業立入検査件数

平成18年度実績

実績	自治体	福岡県	北九州市	福岡市	大牟田市	計	
	販売		632	110	133	8	883
業種内訳	保管		289	100	99	0	488
	貸出		8	2	7	0	17
	訓練		45	15	10	0	70
	展示		37	2	9	0	48
	計		1011	229	258	8	1506

< 今後の方針 >

動物取扱業のより一層の適正化を図るため、登録制度の着実な運用を図り、さらに業界全体の意識向上を促します。

< 具体的な施策 >

(1) 登録の徹底と実態把握

動物取扱業の登録制度は始まったばかりで、制度の適正な運用には的確な実態把握が必要です。

ア 登録状況の実態把握

動物取扱業の実態調査

動物取扱業の実態を調査して登録状況を把握します。

イ 登録の徹底

指導の強化

実態調査や県民からの情報提供を基に、未登録の業者への指導の強化を行い、登録を促進します。

(2) 動物取扱業者の責務の徹底

動物取扱業者には法で定められた基準の遵守義務があります。

ア 動物取扱業者の計画的かつ効果的監視指導

動物取扱業者の適正化を目指して、行政機関による計画的かつ効果的な監視指導を行う体制を整備します。

監視計画の作成

毎年監視指導計画を作成して計画的な監視を行います。

監視マニュアルの策定

監視マニュアルを策定して全県的に統一した基準や手法の下に監視指導を行います。

行政処分取扱要綱等の策定

一部の悪質な動物取扱業者等が関与した社会的影響の大きい動物虐待等の事件が各地で起こっています。行政処分取扱要綱等を策定して、事案に的確に対応できる体制を整備します。

イ 自主管理の推進

動物取扱業者は動物取扱責任者を置くことが法律で義務づけられています。動物取扱責任者は毎年都道府県等が実施する研修を受けなければなりません。

動物取扱責任者研修実施要領の策定

動物取扱責任者研修実施要領を策定して研修会を適切かつ効果的に実施し、県内の動物取扱責任者の資質の向上を図ります。

業界の育成

業界団体等を通じて、動物取扱業者の意識向上を促します。

6 実験動物の適正な取扱いの推進

< 現状と課題 >

実験動物の取扱い状況については、地方自治体では実態把握がほとんど行われていないのが現状です。また、環境省は文部科学省と連携しながら「3Rの原則(27ページ参照)」など実験動物の適正な取扱いについて普及啓発を行っているところです。

< 今後の方針 >

地方自治体として求められる実験動物の取扱いの適正化対策について、国の動向も見極めながら、的確な実態把握と普及啓発を図ります。

< 具体的な施策 >

(1) 実験動物飼養施設の現状把握

ア 飼養施設の実態把握

飼養施設実態調査

実験動物飼養施設の調査を実施し、県内の実験動物飼養施設の実態を把握します。

(2) 「3Rの原則」等基準の周知

ア 「3Rの原則」・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知

啓発

「3Rの原則」・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について実験動物飼養施設を有する関係者等に周知します。

7 産業動物の適正な取扱いの推進

< 現状と課題 >

産業動物の飼養・保管の基準は既に策定されていますが、さらに「アニマルウェルフェアに対応した飼養管理(快適性に配慮した家畜の飼養管理)指針」等について、国において策定作業が進められています。

農林事務所	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー		馬		その他		合計	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養羽数	飼養戸数	飼養羽数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭(羽)数	飼養戸数	飼養頭(羽)数
福岡	78	5,028	51	9,097	25	24,548	36	1,264,014	15	503,183	19	311	8	136	232	1,806,317
熊本	134	8,234	41	8,233	16	11,303	23	1,341,859	17	217,602	10	939	8	563	249	1,588,733
八幡	9	233	10	632	2	95	12	75,403	0	0	5	55	0	0	38	76,418
飯塚	66	2,724	49	6,501	16	17,840	34	939,371	10	347,600	5	24	5	157	185	1,314,217
筑後	60	2,613	42	2,644	16	25,270	37	522,429	9	277,100	3	190	1	3	168	830,249
行橋	33	1,505	11	586	0	0	12	334,610	3	121,000	1	2	2	5	62	457,708
計	380	20,337	204	27,693	75	79,056	154	4,477,686	54	1,466,485	43	1,521	24	864	934	6,073,642

< 今後の方針 >

今後の国の動向を見極めながら、実態把握を含め、地方自治体としての普及啓発策を講じます。

< 具体的な施策 >

(1) 基準等の周知

ア 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の周知

啓発

今後アニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針が策定され次第、産業動物の飼養・保管基準と併せて、関係者等に周知します。

イ 遵守状況の定期的実態把握

基準・指針等を基に遵守状況の実態把握や指導、助言を行います。

遵守状況の定期的実態調査

家畜保健衛生所職員による助言、指導

8 危機管理対策

< 現状と課題 >

動物愛護管理に付随する危機管理対策については、福岡県では、地域によってはこれまで十分な対策が講じられているとは言えませんでした。

< 今後の方針 >

災害時、特定動物逸走時、狂犬病発生時の各危機管理について、マニュアルを策定し、関係機関等の連携協力の下に迅速に対応できる体制整備を図ります。

< 具体的な施策 >

(1) 災害時の被災動物救護

災害発生時における被災動物の救護について対策を講じます。

ア 災害時対応マニュアルの策定

災害時対応マニュアルを策定して災害時の被災動物救護に備えます。

イ 獣医師会との連携(獣医療の提供)

獣医師会と連携して被災動物に対する獣医療の提供について対策を講じます。

ウ 愛護団体等との連携(一時避難の受け皿として)

愛護団体等と連携して被災動物の一時避難の受け皿について対策を講じます。

(2) 特定動物の逸走時の保護収容

特定動物逸走時の保護収容について対策を講じます。

ア 警察、消防、関係行政機関との調整、連携

特定動物の逸走時対策について、警察、消防、関係行政機関との調整連携について、情報交換や連絡体制を整備します。

特定動物逸走時対応マニュアルの策定

特定動物逸走時対応に迅速な対応が出来るようマニュアルを策定します。

(3) 狂犬病発生時の措置

狂犬病が発生した場合に備えて、対策を講じます。

ア 関係行政機関、警察、消防、獣医師会、医療機関等との調整、連携

狂犬病発生時に備えて、関係行政機関、警察、消防、獣医師会、医療機関等との情報交換や連絡体制を整備します。

狂犬病発生時対応マニュアルの策定

狂犬病発生時対応マニュアルを策定して、狂犬病発生時の迅速な対応に備えます。

関係機関を交えての机上演習、実地演習の実施

関係機関を交えて狂犬病が発生した場合を想定した机上演習、実地演習を実施します。

9 人材育成

<現状と課題>

動物愛護管理のすべての施策において、人材の育成はその円滑な実施に欠くことのできない課題です。福岡県では既にボランティアの方々が動物愛護の活動を行っていますが、その技能向上や相互の連携がさらに求められるところです。

<今後の方針>

各人材がさらなる技能向上を図れるような体制整備と、各機関、団体の相互の連携を充実していきます。

<具体的な施策>

(1) 資質の向上

ア 動物愛護管理に関わる業務に従事する職員

教育訓練の充実

動物愛護管理に関わる業務に従事する職員に対して、事案処理や問題解決能力の向上を目指した教育訓練を充実します。

イ 動物愛護推進員

動物愛護推進員については、既存の研修や活動マニュアルをさらに充実して、資質の向上を目指します。

教育訓練の充実

活動マニュアルの充実

ウ 指導者の養成

獣医師会、学校、地域等で活動する指導者の育成・支援

関係機関、団体等と連携して獣医師会、学校、地域等で活躍する指導者の育成と技術的支援を行います。

(2) ネットワークの形成

動物愛護管理の推進を目的として活動する団体や個人等の情報交換や連携が行えるよう体制を整備します。

ア 動物愛護推進協議会

動物愛護推進協議会の設置の推進

現在ある動物愛護推進協議会をさらに発展させ、まだ設置されていない地

域での設置を推進します。

動物愛護推進員の委嘱の推進

動物愛護推進協議会設置の拡大に併せて、動物愛護推進員の委嘱を推進します。

イ 動物愛護・福祉団体

育成・支援

動物愛護管理の推進を目的とした動物愛護・福祉団体の育成のためのネットワークづくり等の技術的支援を行います。

ウ 動物愛護民間ボランティア

育成・支援

動物愛護管理の推進を目的とした動物愛護民間ボランティアの育成のためのネットワークづくり等の技術的支援を行います。

10 調査研究の推進

< 現状と課題 >

福岡県では動物愛護管理に関する組織的な調査研究体制が確立されていません。

< 今後の方針 >

国との役割分担を踏まえながら、科学的な知見に基づいた施策の展開を目指した調査研究を行います。

< 具体的な施策 >

(1) 科学的な知見等に基づいた施策の展開

科学的な知見等に基づいた施策の展開が出来るようデータの収集、蓄積や分析を行います。

ア 調査研究成果のデータベースの活用

今後国において作成予定の調査研究成果のデータベース等を活用しながら科学的な知見に基づいた施策の展開を行います。

イ 具体的施策を展開する上で必要な地域に密着した調査研究等

調査研究テーマの選定、実施

自治体や地域の実態を的確に把握するための調査研究テーマを選定し、実施します。

11 組織体制の整備

< 現状と課題 >

具体的施策の実施について、専門的な人材育成と広域的、効果的、効率的に施策を実施する体制整備が必要です。

< 今後の方針 >

施策を効果的、効率的に展開するための組織体制の整備を図ります。

< 具体的な施策 >

技術的な拠点の強化や構築を図り、専門的、広域的施策を展開します。

第7章 動物愛護管理行政の検証と評価(PDCAサイクル)

1 施策の策定、実施(Plan & Do)

県は、推進計画に基づき、県民の意見を聴取しながら、動物愛護管理に係る具体的な施策を策定し、実施します。なお、意見聴取は以下の手法等を活用します。

動物愛護管理推進懇話会
パブリックコメントの募集等

2 施策の検証(Check)

県は動物愛護管理対策推進会議において動物愛護管理に関する施策について協議を行い、その結果を検証します。

3 推進計画の見直し(Action)

推進計画及び具体的な施策は、動物を取り巻く状況の変化に即応したものであることが必要であるため、福岡県動物愛護管理対策推進会議において推進計画や施策の実施状況を評価し、推進計画については必要に応じて適宜見直しを行います。

〔資料編〕

1 統計資料

福岡県における犬ねこの取扱状況

犬の取扱状況

過去6年間(H13 18年度)の実績

年度	自治体	登録		捕獲			引取			負傷犬			譲渡			処分頭数
		年度未登録頭数	新規登録頭数	捕獲	返還	返還率	成犬	子犬	計	収容	返還	返還率	一般	試験機関	計	
H13	福岡県	149,212	13,379	4,837	439	9.1%	1,817	2,147	3,964	204	30	14.7%	136	212	348	8,188
	北九州市	39,900	3,801	1,305	120	9.2%	287	437	724	25	0	0.0%	86	0	86	1,823
	福岡市	42,289	4,267	770	139	18.1%	270	204	474	44	0	0.0%	134	141	275	865
	大牟田市	5,701	596	115	26	22.6%	119	283	402	11	3	27.3%	164	0	164	334
	小計	237,102	22,043	7,027	724	10.3%	2,493	3,071	5,564	284	33	11.6%	520	353	873	11,210
H14	福岡県	153,210	12,947	4,294	398	9.3%	1,482	1,841	3,323	196	44	22.4%	92	21	113	7,302
	北九州市	42,699	3,794	1,014	129	12.7%	284	325	609	25	0	0.0%	96	0	96	1,373
	福岡市	44,385	4,438	587	121	20.6%	236	124	360	46	14	30.4%	78	0	78	787
	大牟田市	5,780	554	67	29	43.3%	115	236	351	11	3	27.3%	166	0	166	231
	小計	246,074	21,733	5,962	677	11.4%	2,117	2,526	4,643	278	61	21.9%	432	21	453	9,693
H15	福岡県	156,432	12,176	3,857	398	10.3%	1,425	1,841	3,266	203	42	20.7%	88	11	99	6,830
	北九州市	42,918	3,599	915	107	11.7%	418	349	767	37	0	0.0%	120	0	120	1,424
	福岡市	46,579	4,906	635	115	18.1%	286	113	399	61	19	31.1%	135	0	135	830
	大牟田市	6,067	590	71	29	40.8%	113	255	368	16	3	18.8%	199	0	199	203
	小計	251,996	21,271	5,478	649	11.8%	2,242	2,558	4,800	317	64	20.2%	542	11	553	9,287
H16	福岡県	159,486	12,670	3,418	434	12.7%	1,271	1,420	2,691	177	37	20.9%	103	0	103	5,738
	北九州市	42,827	4,102	948	142	15.0%	262	255	517	36	0	0.0%	185	0	185	1,113
	福岡市	49,309	5,485	475	129	27.2%	204	66	270	33	13	39.4%	109	0	109	532
	大牟田市	6,258	599	88	23	26.1%	99	187	286	5	0	0.0%	154	0	154	212
	小計	257,880	22,856	4,929	728	14.8%	1,836	1,928	3,764	251	50	19.9%	551	0	551	7,595
H17	福岡県	160,611	11,953	2,767	383	13.8%	1,124	1,285	2,409	181	35	19.3%	74	0	74	4,895
	北九州市	43,242	3,599	947	163	17.2%	226	269	495	38	0	0.0%	242	0	242	1,022
	福岡市	51,396	5,007	464	120	25.9%	220	36	256	35	14	40.0%	115	0	115	505
	大牟田市	6,424	521	70	32	45.7%	96	153	249	17	6	35.3%	117	0	117	187
	小計	261,673	21,080	4,248	698	16.4%	1,666	1,743	3,409	271	55	20.3%	548	0	548	6,609
H18	福岡県	160,373	12,253	2,807	439	15.6%	1,103	1,148	2,251	179	17	9.5%	83	0	83	4,823
	北九州市	41,432	3,604	820	129	15.7%	193	158	351	14	0	0.0%	176	0	176	852
	福岡市	53,498	5,190	479	117	24.4%	206	30	236	34	14	41.2%	149	0	149	451
	大牟田市	6,279	583	44	4	9.1%	105	172	277	14	4	28.6%	159	0	159	124
	小計	261,582	21,630	4,150	689	16.6%	1,607	1,508	3,115	241	35	14.5%	567	0	567	6,250
合計	福岡県	939,324	75,378	21,980	2,491	11.3%	8,222	9,682	17,904	1,140	205	18.0%	576	244	820	37,776
	北九州市	253,018	22,499	5,949	790	13.3%	1,670	1,793	3,463	175	0	0.0%	905	0	905	7,607
	福岡市	287,456	29,293	3,410	741	21.7%	1,422	573	1,995	253	74	29.2%	720	141	861	3,970
	大牟田市	36,509	3,443	455	143	31.4%	647	1,286	1,933	74	19	25.7%	959	0	959	1,291
	合計	1,516,307	130,613	31,794	4,165	13.1%	11,961	13,334	25,295	1,642	298	18.1%	3,160	385	3,545	50,644
平均	福岡県	156,554	12,563	3,663	415	11.3%	1,370	1,614	2,984	190	34	18.0%	96	41	137	6,296
	北九州市	42,170	3,750	992	132	13.3%	278	299	577	29	0	0.0%	151	0	151	1,268
	福岡市	47,909	4,882	568	124	21.7%	237	96	333	42	12	29.2%	120	24	144	662
	大牟田市	6,085	574	76	24	31.4%	108	214	322	12	3	25.7%	160	0	160	215
	平均	252,718	21,769	5,299	694	13.1%	1,994	2,222	4,216	274	50	18.1%	527	64	591	8,441

猫の取扱状況

過去6年間(H13 18年度)の実績

年度	自治体	引取			負傷猫			譲渡			処分頭数
		親猫	子猫	計	収容	返還	返還率	一般	試験機関	計	
H13	福岡県	1,591	5,242	6,833	180	5	2.8%	0	14	14	6,992
	北九州市	413	3,920	4,333	46	0	0.0%	1	0	1	4,332
	福岡市	422	3,709	4,131	126	0	0.0%	0	7	7	4,183
	大牟田市	63	212	275	15	0	0.0%	0	0	0	290
	小計	2,489	13,083	15,572	367	5	1.4%	1	21	22	15,797
H14	福岡県	1,514	4,839	6,353	160	6	3.8%	0	12	12	6,495
	北九州市	345	3,126	3,471	51	0	0.0%	1	0	1	3,419
	福岡市	354	2,973	3,327	122	2	1.6%	0	0	0	3,376
	大牟田市	43	198	241	15	0	0.0%	0	0	0	256
	小計	2,256	11,136	13,392	348	8	2.3%	1	12	13	13,546
H15	福岡県	1,755	4,661	6,416	225	5	2.2%	0	5	5	6,631
	北九州市	332	3,267	3,599	89	0	0.0%	6	0	6	3,504
	福岡市	415	3,223	3,638	129	0	0.0%	1	0	1	3,695
	大牟田市	24	232	256	22	0	0.0%	11	0	11	267
	小計	2,526	11,383	13,909	465	5	1.1%	18	5	23	14,097
H16	福岡県	1,445	4,331	5,776	187	1	0.5%	0	0	0	5,962
	北九州市	264	2,350	2,614	56	0	0.0%	11	0	11	2,547
	福岡市	312	2,603	2,915	101	0	0.0%	34	0	34	2,931
	大牟田市	68	217	285	26	0	0.0%	5	0	5	306
	小計	2,089	9,501	11,590	370	1	0.3%	50	0	50	11,746
H17	福岡県	1,338	4,243	5,581	214	2	0.9%	0	0	0	5,793
	北九州市	249	2,163	2,412	63	0	0.0%	23	0	23	2,326
	福岡市	302	2,301	2,603	116	3	2.6%	23	0	23	2,629
	大牟田市	52	296	348	19	1	5.3%	6	0	6	360
	小計	1,941	9,003	10,944	412	6	1.5%	52	0	52	11,108
H18	福岡県	1,459	4,858	6,317	245	0	0.0%	0	0	0	6,558
	北九州市	311	2,497	2,808	94	0	0.0%	8	0	8	2,706
	福岡市	328	2,481	2,809	101	1	1.0%	51	0	51	2,789
	大牟田市	95	266	361	29	0	0.0%	10	0	10	380
	小計	2,193	10,102	12,295	469	1	0.2%	69	0	69	12,433
合計	福岡県	9,102	28,174	37,276	1,211	19	1.6%	0	31	31	38,431
	北九州市	1,914	17,323	19,237	399	0	0.0%	50	0	50	18,834
	福岡市	2,133	17,290	19,423	695	6	0.9%	109	7	116	19,603
	大牟田市	345	1,421	1,766	126	1	0.8%	32	0	32	1,859
	合計	13,494	64,208	77,702	2,431	26	1.1%	191	38	229	78,727
平均	福岡県	1,517	4,696	6,213	202	3	1.6%	0	5	5	6,405
	北九州市	319	2,887	3,206	67	0	0.0%	8	0	8	3,139
	福岡市	356	2,882	3,237	116	1	0.9%	18	1	19	3,267
	大牟田市	58	237	294	21	0	0.8%	5	0	5	310
	平均	2,249	10,701	12,950	405	4	1.1%	32	6	38	13,121

福岡県動物愛護管理対策推進会議設置要綱

(名称)

第1 本会の名称は、福岡県動物愛護管理対策推進会議(以下、「推進会議」という。)とする。

(目的)

第2 人と動物が共生する社会を実現するために、本県における動物の愛護及び管理に関する施策について協議を行い、動物愛護管理推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、動物愛護管理対策を総合的に推進することを目的とする。

(検討事項)

第3 推進会議は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的事項
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項
- (5) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(組織)

第4 推進会議は、保健福祉部長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福岡県保健福祉部(健康対策課長、生活衛生課長)
- (2) 福岡県農政部(畜産課長)
- (3) 福岡県教育委員会(義務教育課長)
- (4) その他、保健福祉部長が必要と認める者

(推進会議)

第5 推進会議の開催等については、次のとおりとする。

- 1 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 2 議長は、保健福祉部長とし、副議長は生活衛生課長とする。
- 3 議長は、必要と認める時、推進会議を招集し、主催する。
- 4 副議長は、議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(作業部会)

第6 推進会議の議事を円滑に進めるために、作業部会を置く。

- (1) 作業部会に部会長をおき、部会長は生活衛生課課長技術補佐とする。
- (2) 作業部会は、県、北九州市、福岡市及び大牟田市の関係職員をもって構成する。
- (3) 作業部会は、推進会議に付議すべき議事の調整及び議長から命じられた案件の処理を行う。
- (4) 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、会議を主催する。
- (5) 作業部会長は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は、福岡県保健福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進会議において協議する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

福岡県動物愛護管理推進懇話会設置要綱

(名称)

第1 本会の名称は、福岡県動物愛護管理推進懇話会(以下、「懇話会」という。)とする。

(目的)

第2 本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために、当該施策に対する意見を聴取するとともに、関係者相互の情報や意見の交換の促進を図り、協力と理解を深めることを目的とする。

(事業内容)

第3 懇話会は、次の事項について協議または意見交換を行うものとする。

- (1) 福岡県が実施する動物の愛護及び管理に係る施策に関する事項
- (2) 関係者が有する情報に関する事項
- (3) 関係者相互の協力と理解を促進するために必要な事項
- (4) その他、動物の愛護及び管理に関する事項

(組織)

第4 懇話会は、次の各号に掲げる者(以下、「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 福岡県
- (2) 福岡県教育委員会
- (3) 北九州市
- (4) 福岡市
- (5) 大牟田市
- (6) 福岡県市長会
- (7) 福岡県町村会
- (8) (財)福岡県動物管理センター
- (9) (社)福岡県獣医師会
- (10) (社)北九州市獣医師会
- (11) (社)福岡県動物福祉協会
- (12) (社)日本愛玩動物協会福岡県支部
- (13) 学識経験者
- (14) 動物愛護推進員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 委員に欠員が生じた場合、委員が所属する団体から新たな委員を選出するものとし、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 懇話会に座長を置き、座長は学識経験者とする。

- 2 座長は、必要と認める時、懇話会を招集し、会議を主催する。

- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第6 懇話会の事務局は、福岡県保健福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、懇話会において協議する。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

福岡県動物愛護管理推進懇話会委員名簿

団体名		委員	
福岡県保健福祉部	健康対策課	課長	宮崎 親
	生活衛生課	課長	大隈 巧
福岡県農政部	畜産課	課長	宮本 政晴
福岡県教育庁	義務教育課	主任 指導主事	井上 和信
福岡県市長会		久留米市 環境部環境 保全室長	井手 勝彦
福岡県町村会		事務局長	笹淵 正三
北九州市	保健福祉局	参事	加藤 秀邦
福岡市	生活衛生課	課長	古野 和之
大牟田市	生活衛生課	課長	三浦 利雄
(財)福岡県動物管理センター		所長	森田 鉄男
(社)福岡県獣医師会		事務局長	畠中 啓吾
(社)北九州市獣医師会		事務局長	杉嶋 伸祿
(社)福岡県動物福祉協会		相談員	久住 理佐
(社)日本愛玩動物協会福岡県支部		支部長	高宮 昌則
学識経験者(座長)	九州大学名誉教授 北九州市立 いのちのたび博物館館長 小野 勇一		
福岡県動物愛護推進員	安部 真理子		
	岡部 雅子		
	福島 みゆき		

(用語解説編)

(犬ねこの)処分

動物愛護管理法第35条に基づき行政機関に引取られた犬ねこのほとんどが、いわゆる致死処分(殺処分)されているのが現状である。行政機関による犬ねこの処分は致死処分と譲渡処分があると考えられ、譲渡されて新たに生きる機会を得る犬ねこもいる。しかし、譲渡処分の受け皿には限界があるため、行政機関に引取られる犬ねこの絶対数を減少させることが、致死処分を減少させるための重要な課題と考えられる。

講師派遣事業

動物愛護啓発教育講師派遣事業は、動物愛護精神の浸透と適正飼養の普及を図るため、動物愛護推進協議会支部、動物愛護推進員、各種団体、県民等が開催する学習会等への専門家を講師として派遣する制度。

動物愛護フェスティバル

動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的として、広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るため、福岡県、財団法人福岡県動物管理センター、社団法人福岡県獣医師会、社団法人日本愛玩動物協会福岡県支部及び社団法人福岡県動物福祉協会が毎年9月23日(秋分の日)にだざいふ遊園地で開催している動物愛護週間における事業。

狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律

動物愛護管理法

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする法律

動物愛護週間事業

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日が動物愛護週間と定められている。

3 Rの原則

実験動物の福祉の原則、動物実験の適正化の原則として国際的に普及定着している原則。

苦痛の軽減(Refinement)、代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)。

産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物。

特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める動物。

動物愛護推進協議会

当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会

動物愛護推進員

動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者の中から、地域における犬ねこ等の動物の愛護の推進を図るために、動物愛護推進員として知事等から委嘱された者。

マイクロチップ

2mm×12mmの生体ガラスで覆われた動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。それぞれに固有番号(15桁)を書き込んだ超小型集積回路及びコイルが生体適合ガラスの中に封入されており、皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知してデータを読み取る。